

○第89回農薬専門調査会幹事会（公開）

日時：平成24年12月12日（水）14：00～17：25

議事概要：

（１）農薬（プロパクロール、モリネート）の食品健康影響評価について

①プロパクロール

・審議の結果、一日摂取許容量（ADI）を0.054 mg/kg体重/日とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

* 除草剤で、日本国内での農薬登録はありません。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

②モリネート

・審議の結果、一日摂取許容量（ADI）を0.0021 mg/kg体重/日とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

* 除草剤で、水稻に使用し、魚介類への残留基準値の設定が申請されています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

（２）農薬（γ-BHC（リンデン）、メビンホス）の食品健康影響評価について

①γ-BHC（リンデン）

・審議の結果、耐容一日摂取量（TDI）を0.0047 mg/kg体重/日とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

* 殺虫剤で、日本国内での農薬登録はありません。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

②メビンホス

・次回審議となった。

* 殺虫剤で、国内での農薬登録はありません。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

（３）農薬（フェントエート）の食品健康影響評価について

①フェントエート

・審議の結果、一日摂取許容量（ADI）を0.0029 mg/kg体重/日とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

* 殺虫剤で、稲、大豆、だいこん、みかん等に使用します。今回、りんごへの適用拡大申請がされています。また、飼料中の残留基準の設定が要請されています。

（４）農薬（フェンバレレート、テトラジホン、ピラゾスルフロンエチル）の食品健康影

響評価について調査審議する評価部会の指定について

①フェンバレレート

・評価第二部会において調査審議することとなったことが報告された。

*殺虫剤で、キャベツ、はくさい、てんさい、ばれいしょ、みかん、りんご、なし等に使用します。動物用医薬品としても用いられます。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。また、飼料中の残留基準の設定が要請されています。

②テトラジホン

・評価第三部会において調査審議することとなったことが報告された。

*殺ダニ剤で、りんご、みかん、メロン等に使用します。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

③ピラゾスルフロンエチル

・評価第一部会において調査審議することとなったことが報告された。

*除草剤で、水稻等に使用します。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。